

# 社団法人栃木県産業廃棄物協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人栃木県産業廃棄物協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査、研究、普及、研修及び指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用に関する調査研究事業
- (2) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用に関する研修事業
- (3) 産業廃棄物の処理及び再生利用を行う者に対する相談指導事業
- (4) 産業廃棄物の有効利用のための普及事業
- (5) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に関する情報の収集、印刷物の発行事業
- (6) 産業廃棄物に関する知識の普及啓蒙及び環境保全対策事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、栃木県知事又は宇都宮市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生を行う者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物関連業者及びこれらの団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
  - (2) 第5条第1号に規定する許可若しくは指定の取消し処分を受け又は当該許可若しくは指定に係る事業を廃止したとき。
  - (3) 破産し、又は解散したとき。
  - (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
  - (5) 除名されたとき
- (退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を書面で退会日の30日前までに提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を経て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は設立の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。  
2 前項の除名をするには、除名しようとする者に対し、あらかじめその理由を通知し、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては名称又は代表者の氏名)又は住所若しくは事務所若しくは事業場の所在地を変更したとき。
- (2) 収集、運搬又は処分の業を新規に追加若しくは廃止したとき。

### 第3章 役員

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上5名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 10名以上20名以内(会長、副会長、及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

( 役員の職務 )

第15条 役員の職務は次のとおりとする。

( 1 ) 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

( 2 ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序によりその職務を行う。

2 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を統括する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

( 役員の任期 )

第16条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第17条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、出席会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「除名」とあるのは、「解任」と読み替えるものとする。

( 費用弁償等 )

第18条 役員は、常時勤務する場合に限り有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

## 第4章 顧問

( 顧問 )

第19条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の発展に深い関心を有する学識経験者等のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関し、意見を述べることができる。

## 第5章 総会

( 種別 )

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 構成 )

第21条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもつて構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。ただし、表決には加わ

らない。

(議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) その他、この法人の運営に関する重要な事項
- (開催)

第23条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。(
- 3) 監事が、民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の10日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員(書面表決者及び表決委任者を含む。)の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、発言者の発言要旨及び結果

( 6 ) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

## 第6章 理事会

( 構成 )

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。  
3 監事は、理事会の求めに応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。  
この場合において、監事は表決には加わることができない。

( 議決事項 )

第31条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- ( 1 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
( 2 ) 総会に付議すべき事項  
( 3 ) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 招集等 )

第32条 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。

- 2 理事会の議長は会長がこれに当たる。

( 定足数等 )

第33条 第26条から第29条までの規定は、理事会の場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第7章 財産及び会計

( 財産の構成 )

第34条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 財産目録に記載された財産  
( 2 ) 会計年度内における次に掲げる収入  
イ 会費  
ロ 寄附金品  
ハ 事業に伴う収入  
ニ 資産から生ずる収入  
ホ その他の収入

( 財産の管理 )

第35条 財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

( 経費の支弁 )

第36条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算及び決算)

第38条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第8章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決に基づき、会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、栃木県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、栃木県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第 1 0 条 雑 則

(委 任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

(経過措置)

- 1 この法人の設立当初の役員は、第 1 4 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 4 年 5 月 3 1 日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 1 条第 2 号及び第 3 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 3 7 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 6 3 年 3 月 3 1 日までとする。

付記 昭和 6 2 年 3 月 3 0 日 設立認可  
平成 8 年 6 月 1 1 日 変更認可